

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>全国高校総体推進班</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～義務教育課 (略)</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1) 県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2) 県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項</p> <p>(5) 県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項</p> <p>(6) 県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項(生徒指導課の分掌事務を除く。)</p> <p>(7) 県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～義務教育課 (略)</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>及び<u>県立中等教育学校</u>の教員の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>及び<u>県立中等教育学校</u>の教員の研修(保健体育課の分掌事務を除く。)に関する事項(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>、<u>県立中等教育学校</u>、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項</p> <p>(5) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>及び<u>県立中等教育学校</u>の学級編制並びに募集生徒に関する事項</p> <p>(6) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>及び<u>県立中等教育学校</u>における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項(生徒指導課の分掌事務を除く。)</p> <p>(7) <u>県立中学校</u>、<u>県立高等学校</u>及び<u>県立中等教育学校</u>の通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>(8) (略)</p>

- (9) 県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項
- (10) 県立高等学校及び県立中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事項(義務教育課の分掌事務を除く。)
- (11)～(16) (略)
- (17) 県立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項

生徒指導課

- (1) 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項
- (2)～(4) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

(政策監)

第25条の2 教育庁に政策監を置くことができる。
2 政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行う。

(企画主幹)

第25条の3 (略)

(課に置く室の長等)

第25条の4 (略)

(美術学芸員)

第25条の5 (略)

(文化財調査員)

第25条の6 (略)

- (9) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事項
- (10) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事項(義務教育課の分掌事務を除く。)
- (11)～(16) (略)
- (17) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属しない事項

生徒指導課

- (1) 県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項
- (2)～(4) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

(企画主幹)

第25条の2 (略)

(課に置く室の長等)

第25条の3 (略)

(美術学芸員)

第25条の4 (略)

(文化財調査員)

第25条の5 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。